

## 第8節 未支給の補償

### 第1 未支給の補償の内容

補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償のうちその者に支給しなかったもの（未支給の補償）があるときは、次の者に支給することとされています。

#### 1 遺族補償年金、遺族補償年金前払一時金及び障害補償年金差額一時金を除く未支給の補償

死亡した受給権者の

- (1) 配偶者（内縁の妻又は夫を含む。）
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

であって、受給権者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた者のうち、上記の順序による最先順位者が請求権者となり、その者は自己の名前で請求し、支給を受けることができます。

なお、これらの者がいない場合には、受給権者の相続人が請求できます。

#### 2 遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金

遺族補償年金等の転給を受ける者がいる場合には、その者に支給されます。

なお、転給を受ける者がいない場合には、受給権者の相続人に支給されます。

#### 3 障害補償年金差額一時金

障害補償年金差額一時金については、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者及びこれに該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうち、上に掲げる順序による最先順位者が請求者となります。

### 第2 未支給の補償の請求手続

未支給の補償を請求する場合には、障害補償年金差額一時金については障害補償年金差額一時金請求書（様式第16号）を、その他の補償については、未支給の補償請求書（様式第26号）を所定の書類を添えて、死亡した職員の任命権者を經由して基金に提出することとなります。

また、請求等の手続を簡素化するために、同順位者が2人以上あるときは、そのうちの1人の請求は、全員のためその全額についてなされたものとみなされます。また、その1人に対する支給は、全員に対して支給したものとみなされます（法第44条第3項）。

※ 未支給の福祉事業については、P.271「第3 未支給の福祉事業」を参照してください。

記載例34 未支給の補償請求書

様式第26号

未支給の補償請求書  
未支給の福祉事業申請書

認定番号 ○○○○-○○○

地方公務員災害補償基金 東京都 支部長 殿 下記の未支給の補償（福祉事業）の支給を請求（申請）します。	請求（申請）年月日 令和5年7月5日 請求（申請）者の住所 〒○○○-○○○ ○○県○○市○○町1-1-1 フリガナ イチガヤ マサオ 氏名 市谷 正男 (自署又は押印) 死亡した受給権者との関係 長男
---	--

1	死亡した受給権者	氏名	市谷 花子									
		死亡年月日	令和5年5月30日									
2	未支給の補償	種類	遺族補償年金									
		請求金額	125,675 円									
3	未支給の福祉事業	種類	遺族特別給付金									
		申請金額	25,133 円									
4	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する 個人番号 <input type="text"/>											
	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する 金融機関名 ○○銀行 本支店等名 ○○支店 口座種別 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 1234567 口座名義人 氏名(フリガナ) 市谷 正男(イチガヤ マサオ)											
	<input type="checkbox"/> その他											

請求者本人の口座を記入

銀行に届けている口座名義を正確に記入

* 受理	所属部局			任命権者			基金支部		
(到達した年月日)	年	月	日	年	月	日	年	月	日
* 決定金額	補償	円	* 通知	年	月	日	福祉事業	円	* 支払
	福祉事業	円		年	月	日			

【注意事項】

- この請求（申請）書は、未支給の補償及び福祉事業を請求（申請）する場合に用いること。
- 請求（申請）者は、\*印の欄には記入しないこと。
- 「4 送金希望口座等」の欄は、請求（申請）者が希望するいずれか一つの方法の□にレ印を記入すること。なお、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。
- この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、請求者が、未支給の補償と併せて遺族補償又は葬祭補償を請求する場合には、当該遺族補償又は葬祭補償を請求するために提出すべき書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。
  - 死亡受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他死亡受給権者の死亡の事実を証明する書類又はその写し（未支給の補償が年金たる補償であるとき又は未支給の福祉事業が傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金若しくは年金たる遺族特別給付金であるときは、基金が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定によりその者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）
  - 未支給の補償が遺族補償年金以外の補償であるときは、次に掲げる書類
    - 請求者と死亡受給権者との続柄に関する市区町村長の発行する証明書
    - 請求者が死亡受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類
    - 請求者が、婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
  - 請求者が配偶者以外のものであるときは、他に先順位者のないことを証明する書類
  - 死亡受給権者が、この請求に係る未支給の補償分について未だ請求をしていなかったときは、その請求を行うこととした場合に必要書類
- この申請書には、4の（1）から（4）に掲げる書類に相当する書類を添付すること。ただし、補償又は福祉事業の請求又は申請のため、この申請書の提出前にすでに支部長に提出されている書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。
- 年月日の記載には元号を用いる。